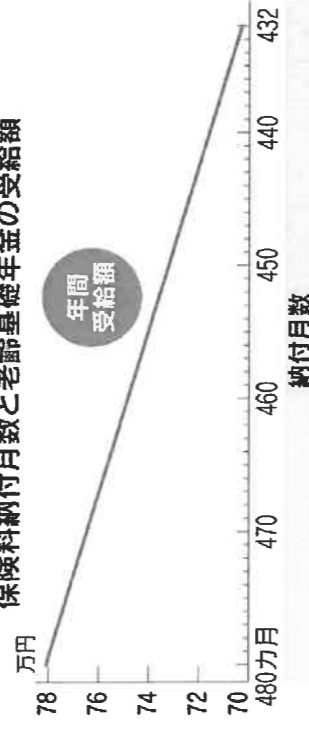


# 基礎年金、満額に足りない

保険料納付月数と老齢基礎年金の受給額



(注)2021年度の年金額(満額で年78万9000円)を基に計算

## ①国民年金に任意加入する



## ②厚生年金に加入し続ける



(注)①②ともに学生時代に国民年金未加入の期間が30カ月ある場合、2021年度の年金額を基に計算

郡内の男性会社員Aさんは30代半ばになり、将来受け取る年金額が気になり始めた。毎年の誕生日に届く「ねんきん定期便」を見るたびに、額からの見込み額が思ったより少なく、中でも基礎年金(国民年金)の金額は満額に届かない。大往生のころに国民年金の保険料を払っていない期間が2年以上あったからだ。「保険料を後払いできるなら払って、少しでも年金を増やしたい」といふ。

学生時代に国民年金の保険料を払わなかった人は少なくないだろう。中でも60歳以上のほとんどは20歳の頃、国民年金の加入が義務ではなく任意だった(20歳以上の学生が強制加入となったのは1991年4月)こともあり、未加入のまま就職した人も多い。国民年金の保険料の納付期限は原則2年間だ。このルールだと、20歳になって学生時代の未加入分を払いたく思っても、通常は払うことができない。老齢基礎年金の金額は保険料を納付した月数に比例するので、そのままだと将来の年金額は少なくなる。老齢基礎年金は満額の480カ月なら支給額

# 任意加入で上乘せ 就労も手

額は年78万9000円(2021年度)だが、仮に未加入が30カ月ある場合は73万2094円、40カ月なら71万5825円となる。金額を上乘せする方法はないだろうか。まず国民年金の「任意加入制度」が挙げられる。60歳以上の歳末まで厚生年金などに加入していない人が対象なので、退職者やアルバイトなどで短時間働く人向け」と社会保険労務士の沢木明氏は話す。60歳になって滞りに達していない人は年金事務所や市区町村で申し込みができる。申し出のあった月からの適用となり、遡って加入することはできない。ずっと自営業だった人も利用できる。

保険料納付は口座振替が原則だ。未加入が30カ月ある人がその分の保険料を払えば、老齢基礎年金は年4万8806円増えて満額となる。滞りになった時点で任意加入は終わる。滞りにならなくても60歳になれば原則としてそれ以上加入はできない。国民年金の保険料は月1万6610円(21年度)となっている。保険料を節約したいなら、2年前のファイナンシャルプランナー(FP)

「それ」に年齢額を増やしたり、なら、付加保険料(月4000円)を上乘せするのも手(沢木氏)。30カ月なら年60000円プラスでき、老齢基礎年金と合わせた年金額は年78万6800円となる。60歳以降も厚生年金に加入して働く人が増えている。こうしたシナリオは任意加入制度を利用することではできないが、働き続けることで厚生年金の「経過的加算」が増え、未加入分をカバーできる。厚生年金に入つて働くこと、60歳の間は老齢厚生年金(報酬比例部分)と老齢基礎年金の両方が増える。だが、20歳未満や60歳以降の期間に関しては老齢基礎年金は増えない。この増えない期間の老齢基礎年金に相当する金額として、報酬比例部分に上乘せするのが経過的加算だ。厚生年金の加入期間が国民年金の満額と同じ480カ月になるまで加算される。経過的加算は厚生従業員1単価(21年度は16828円)に厚生年金の加入月数を掛けた金額から、厚生年金加入によって増えた基礎年金額を差し引いて計算する。フ

の井内巖典氏によれば、未加入が30カ月ある人が60歳以降も厚生年金に加入して働いた場合の経過的加算額は4万9346円。老齢基礎年金との合計は78万1440円となり、満額とほぼイコールになる。経過的加算は90カ月で終わり、以後は働き続けても増えるのは老齢厚生年金だけだ。

経過的加算と任意加入を組み合わせてすることもできる。例えば60歳から厚生年金に30カ月加入して経過的加算を満額に達した後、その後国民年金に30カ月任意加入して60歳で終了といった具合だ。ただ老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額を考えると「給料にもよるが、退職せずに働き続けた方が有利になることもある」(井内氏)。60歳を過ぎてから納める保険料の金額や、厚生年金に加入すると同時に得られる健康保険のメリット、今後希望する働き方なども勘案し、判断する必要がある。60歳未満では未加入に加え、学生納付特例を戻して国民年金保険料の支払いを猶予し、そのまま就職した人もいるだろう。10年の追納期間が過ぎれば払いすぎた額も返金を受け取れば、60歳以降に任意加入制度を利用したり、働いて経過的加算をプラスしたりできる。制度が続くことが前提だが、これら加算の仕組みは覚えておくこと。 (井内巖典氏)